

返 戻 金 制 度

①入社した内定者が、本人の意思または本人の責に帰する自由によって入社3ヶ月以内に退職した場合、次に定める金額を返金するものとする。なお、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職の場合、本制度は適用されません。

- 1) 1ヶ月以内に退職した場合・・・本報酬の70%
- 2) 2ヶ月以内に退職した場合・・・本報酬の50%
- 3) 3ヶ月以内に退職した場合・・・本報酬の30%

②内定者の退職後、退職の事実を書面により通知するものとし、内定者に退職を確認した後、直ちに前項に定める金額（消費税別途）を返金するものとする。

許可番号 27-ユ-303421

事業所名称 株式会社ONG

所在地 大阪市生野区小路東6-8-17